

個人情報ファイル簿目次 （社会福祉課）

No.	個人情報ファイル簿の名称
1	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）支給事務管理ファイル
2	避難行動要支援者名簿ファイル
3	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者管理ファイル
4	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者管理ファイル
5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金対象者管理ファイル
6	補装具給付事務管理ファイル
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律認定調査事務管理ファイル
8	障害福祉サービス関係事務管理ファイル
9	重度医療業務管理ファイル
10	障害者台帳事務管理ファイル
11	臨時福祉給付金給付事務ファイル
12	物価高騰対応重点支援給付金対象者管理ファイル

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）支給管理事務ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	県が福祉手帳を発行する際、判定を行う必要があるため	
記録項目	個人番号、個人識別符号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族の状況、資産・収入、公的扶助、加入保険証	
記録範囲	福祉手帳の交付を受ける精神障害者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び他の官公庁等（富山県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富山県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時の避難に際して支援を要する者の把握のために利用する。（根拠法令等：災害対策基本法）	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所又は居所、5電話番号その他の連絡先、6避難支援等を必要とする事由、7緊急時の連絡先（家族等）、8支援者情報、9健康状態、10避難方法	
記録範囲	高岡市地域防災計画に定める要件に該当する者及び本名簿への登載の申出を行った者	
記録情報の収集方法	本人及び支援者からの申出、関係課からの情報提供（障害者、要介護者）、富山県からの情報提供（難病患者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	消防本部、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、自主防災組織	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口）	
	（所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6住民税課税状況、7振込先口座、8支給額	
記録範囲	住民税非課税世帯: 支給基準日（R3.12.10又はR4.6.1）時点で本市に住民登録のあった世帯 家計急変世帯: 申請日時点で本市に住民登録のあった世帯	
記録情報の収集方法	住基情報の抽出、税情報の抽出、申請者又は代理人が提出する支給要件確認書の記載事項	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6住民税課税状況、7振込先口座、8支給額	
記録範囲	住民税非課税世帯: 支給基準日(R4.9.30)時点で本市に住民登録のあった世帯 家計急変世帯: 申請日時点で本市に住民登録のあった世帯	
記録情報の収集方法	住基情報の抽出、税情報の抽出、申請者又は代理人が提出する支給要件確認書の記載事項	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金対象者管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	交付申請者の把握のため（根拠法令等：戦傷病者戦没者等遺族援護法）	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3性別、4住所、5電話番号、6本籍、7家族の状況、8婚姻関係	
記録範囲	交付申請者（戦没者等の遺族）	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び他の官公庁等（富山県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	富山県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	補装具給付管理事務ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	補装具給付決定の判断および給付履歴の把握のため	
記録項目	個人番号、個人識別符号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族の状況、資産・収入、職業・職歴	
記録範囲	福祉手帳の交付を受ける精神障害者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び他の官公庁等（富山県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富山県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律認定調査事務管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者に対して居宅サービス等の支給決定を行うため。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、健康状態、身体的特徴、性質・性格、家族の状況、婚姻関係、職業・職歴、学業・学歴、趣味・し好	
記録範囲	利用申請障害者	
記録情報の収集方法	本人もしくは関係機関からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス関係事務管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援費の申請から支給決定までの支給量・支給期間の管理のために利用する。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、手帳番号、健康状態、生活能力、家族の状況、婚姻関係、資産・収入、納税状況、公的扶助、趣味・し好	
記録範囲	障害福祉サービス申請書を提出した者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	社会福祉事業者、サービス提供者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	重度医療業務管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者等医療費助成対象者か否かの判断のため(根拠法令等:高岡市重度心身障害者等医療費助成条例)	
記録項目	個人番号、個人識別符号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族の状況、資産・収入、婚姻関係	
記録範囲	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、これらの親族、成年後見人	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	障害者台帳事務管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の情報に住民情報を付設し、住民異動等の管理や手帳の再発行を行うため	
記録項目	個人番号、個人識別符号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、身体的特徴、家族の状況	
記録範囲	手帳交付の対象となる身体障害者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁等（富山県障害者相談センター）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	臨時福祉給付金給付事務ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	臨時福祉給付金給付のため（根拠法令等：臨時福祉給付金支給要領）	
記録項目	1個人識別符号（個人番号を除く）、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6電話番号、7住民税課税状況、8振込先口座、9公的扶助	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、他の官公庁等（日本年金機構）、実施機関内部からの取得（住基情報の抽出、税情報の抽出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	物価高騰対応重点支援給付金対象者管理ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対応重点支援給付金の支給のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6住民税課税状況、7振込先口座、8支給額	
記録範囲	住民税非課税世帯・均等割りのみ世帯：支給基準日（R5.12.1）時点で本市に住民登録のあった世帯 家計急変世帯：申請日時点で本市に住民登録のあった世帯	
記録情報の収集方法	住基情報の抽出、税情報の抽出、申請者又は代理人が提出する支給要件確認書の記載事項	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		